

広  
報

# えびな

5  
15 日号

編集・発行 海老名市役所 市長室  
〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1  
☎046(231)2111(代) ☎046(233)9118  
URL <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>  
「広報えびな」は、市シルバー人材センターの  
会員が各家庭へ直接配布しています。お手  
元に届かない場合はご連絡ください。  
☎ 同センター (☎237・3001)

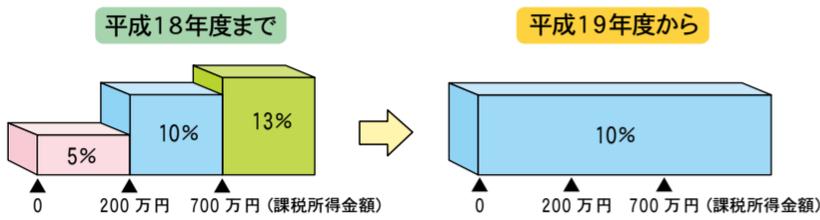
「あなたのフィールドへ。海老名市」 新政策・都市ブランドの創出事業を展開中！ 企画政策課 (☎235・4635)

6 月から

# 市・県民税が変わります

## 市・県民税の税率

図 1



計算例 課税所得金額が 300 万円の場合

$$200 \text{ 万円} \times 5\% + (300 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円}) \times 10\% = 20 \text{ 万円}$$

$$300 \text{ 万円} \times 10\% = 30 \text{ 万円}$$

市・県民税の増加分の 10 万円は、所得税から減額されています

※課税所得金額とは、「収入」から「必要経費」を差し引いた「所得金額」から、さらに基礎控除や扶養控除などの「所得控除」を差し引いた残額をいいます (税率を乗じる直前の金額)。

**市・県民税は どう変わるの？**  
1 6 月から一律 10% に  
市・県民税には、一定額を均等に負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」があります。このうち所得割の税率が、6 月分からこれまでの 3 段階

昨年度に行われた国の税制改正により、国税の所得税の一部が地方税の個人住民税 (以下「市・県民税」) へ税源移譲され、市・県民税の税額が変わります。今回は、6 月から税率が変わる市・県民税などについて、お知らせします。

☎ 市民税課 (☎235・8594)

**税負担は どうなるの？**  
1 税源移譲による  
税負担は変わりません  
国の税制改正により、所

(5%・10%・13%) が一律 10% に変わります (図 1)。このため、ほとんどの給与・年金所得の方は、6 月から市・県民税が増えます。  
**所得税は どう変わったの？**  
1 1 月から 6 段階に  
所得税は、所得に応じて 4 段階の税率が適用されていましたが、今年 1 月から 6 段階に細分化されています。これにより、給与・年金所得で所得税が天引きされている方は、すでに減少し、事業所得など天引きがない方は、来年の確定申告時に減少します。

## 税率変更のイメージ

図 2



● 高齢者非課税措置廃止に伴う経過措置  
高齢者非課税措置は、昨年

● 定率減税の廃止  
税額から一定の額を控除する「定率減税」が、廃止されます。  
▼ 所得税 昨年度は税額の 10% 相当額を減額 (12・5 万円を限度) ↓ 1 月分から廃止されています  
▼ 市・県民税 昨年度は税額の 7.5% 相当額を減額 (2 万円を限度) ↓ 6 月分から廃止されます

● 個人県民税の超過課税  
このほか市・県民税では今年度から、国の税制改正による定率減税の廃止や、県が独自に取り組む水環境保全・再生のための県民税超過課税などにより、税負担が増加します。

得税が減り、市・県民税が増えますが、どちらも税率が見直されるため (図 2)、全体の負担は変わりません (定率減税分などを含まない)。

## 県民税の超過課税など

このほか市・県民税では今年度から、国の税制改正による定率減税の廃止や、県が独自に取り組む水環境保全・再生のための県民税超過課税などにより、税負担が増加します。

● 個人県民税の超過課税  
度分から廃止されました。17 年 1 月 1 日現在 65 歳以上の方 (昭和 15 年 1 月 2 日以前に生まれた方) で、前年の所得金額の合計が 125 万円以下の方は、17 年度までは非課税となっていました。この制度は、昨年度に廃止されました。ただし、今年度までは経過措置が取られ (昨年度は税額の 3 分の 2、今年度は 3 分の 1 が減額)、20 年度から全額課税となります。

## 平成 19 年度に負担する市・県民税と所得税

【夫婦と子ども 2 人で給与収入の場合 (子どもの 1 人は特定扶養家族)】

給与収入	平成 18 年度			新しい負担額	平成 19 年度		
	所得税	市・県民税	合計 (A)		所得税	市・県民税	合計 (A+B)
300 万円	0	12,300	12,300	+	0	13,300	13,300
500 万円	107,100	74,300	181,400		59,500	140,100	199,600
700 万円	236,700	185,300	422,000		165,500	298,500	464,000
1,000 万円	619,200	426,000	1,045,200		590,500	545,100	1,135,600

【単身者で年金収入の場合 (本人 68 歳)】

年金収入	平成 18 年度			新しい負担額	平成 19 年度		
	所得税	市・県民税	合計 (A)		所得税	市・県民税	合計 (A+B)
150 万円	0	0	0	+	0	0	0
200 万円	28,800	6,900	35,700		16,000	25,600	41,600
250 万円	71,500	43,000	114,500		39,700	86,500	126,200
300 万円	114,300	65,000	179,300		63,500	134,100	197,600

【夫婦のみで年金収入の場合 (夫: 68 歳、妻: 68 歳)】

年金収入	平成 18 年度			新しい負担額	平成 19 年度		
	所得税	市・県民税	合計 (A)		所得税	市・県民税	合計 (A+B)
200 万円	0	0	0	+	0	0	0
250 万円	37,300	27,700	65,000		20,700	50,900	71,600
300 万円	80,100	49,700	129,800		44,500	98,500	143,000

※一定の社会保険料が控除されているものとして計算しています。  
※収入は、18 年度、19 年度、同額として計算しています。

(単位: 円)